電気事業法 (昭 和 三十九年 法律第百七十号) の規定に基づき、 及び同法を実施するため、 電気事業法施行

規則及び電 気 関 《係報告』 規 則 \mathcal{O} 部を改正する省令を次の ように定める。

令和

年

月

日

経済産業大臣 西村

康稔

電気事業法施行規則及び電気関係報告規則の一 部を改正する省令

電気事業法施行規 텘 0 部改正

第一 条 電気事業 業法 施 行 規 則 (平成七 年通 商産業省令第七十七号) の 一 部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 12 掲げげ る規定 の傍線を付 L た部分は、 これに順 次対応する改正 後欄に掲げ る規

定の 傍線を付 L た 部 部 分の ように改 め、 改 正 後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するもの

を掲げていないものは、 これを加える。

正

改

後

改

正 前

周知させようとする小売電気事業者は、あらか	周知させようとする小売電気事業者は、その事
第三条の十一 法第二条の八第三項の規定により	第三条の十一 法第二条の八第三項の規定により
への周知)	への周知)
(事業の休止及び廃止に係る小売供給の相手方	(事業の休止及び廃止に係る小売供給の相手方
4 [略]	4 [略]
四~七 [略]	四~七 [略]
[新設]	三の二様式第一の三の二の事業計画書
一~三 [略]	一一~三 [略]
書類は、次に掲げるものとする。	書類は、次に掲げるものとする。
3 法第二条の三第二項の経済産業省令で定める	3 法第二条の三第二項の経済産業省令で定める
2 [略]	2 [略]
第三条の五 [略]	第三条の五 [略]
(小売電気事業の登録申請)	(小売電気事業の登録申請)

第三条の十二 法第二条の十三第一項の規定によ	(供給条件の説明等)	一〜五 [略]	して適切に周知させなければならない。	止しようとする旨をその小売供給の相手方に対	れかの方法により、その事業を休止し、	算して九十日前の日)までに、次の各号のいず	である場合にあっては、休廃止日の前日	場合又はその小売供給の相手方の数が一つ	キロワット以上の小売供給契約を締結して	ら起算して六十日前の日(契約電力の値が五十	の条において「休廃止日」という。)のど	業を休止し、又は廃止しようとする日(?
定によ 第三条の十二 法第二条の十三第一項の規定によ	(供給条件の説明等)	一 一 ~ 五 [略]		方に対	又は廃	のいず	から起	万以上	っている 適切に周知させなければならない。	が五十 ようとする旨をその小売供給の相手方に対して	の前日かの方法により、その事業を休止し、又は廃止し	(以下こ じめ相当な期間を置いて、次の各号のいずれか

ばなら 情 締 ち苦情 る説 十八 業者等」という。) という。 に ~十七 この 及び問 結 約 る場合における当該 **つ** 説明は、 \mathcal{O} 1 0) かない。 媒介、 変更 当該 及び て 限)を業として行う者 合せ は り で 間 次に掲げる事項について行わなけれ 小 略 を処 解除 売供 な 取次ぎ又は代理 小 合せに応じることができる時 ただし、 売 理することとしてい 又は 給 電 の業務 の相 気事 第四号に掲 解 小売電気事 業者が 約 手方が当該 の方法に \mathcal{O} 申 (以 下 (以 下 出 小 を行 げげ · 業 者 売 る事 つい 小売供給契 供 「契約媒介 「媒介等」 る場合は 給 おうとす (当該契 · ~ 項 契 間 の苦 のう 約 帯 \mathcal{O} ばなら 情及び問 締結 ち苦情 十八 業者等」という。) る説明は、 という。 に ~十七 この 約 つい における当該 0 の媒介、 ない。 当該 変更又は 及び 限 て)を業として行う者 は、 ŋ 合せを処理することとしている場合は で 問 小売供 次に掲げる事項について行わなけれ 略 取次ぎ又は代理 な 小 合せに応じることが ただし、 解 売 小売電気事 給 除 電 0) \mathcal{O} 気 \mathcal{O} 業務 相 申 事 第四号に掲げ 業者 出 手方が当該 · 業 者 を行おうとする場合 \mathcal{O} 方法に が (以 下 (以 下 小 (当該契約媒介 できる 売 る事 7 供 小売供給契

7

7

の苦

「契約

媒

介

「媒介等」

給

契

約

 \mathcal{O}

時

間

帯

項

 \mathcal{O}

う

供給の相手方からの申出による当該小売供給	供給の相手方からの申出による当該小売供給
二十一 前二号に掲げるもののほか、当該小売	二十一 前二号に掲げるもののほか、当該小売
	容
るものがある場合にあっては、その内容	担となるものがある場合にあっては、その内
金その他の当該小売供給の相手方の負担とな	う違約金その他の当該小売供給の相手方の負
当該小売供給契約の変更又は解除に伴う違約	当該小売供給契約の変更、解除又は解約に伴
二十 当該小売供給の相手方からの申出による	二十 当該小売供給の相手方からの申出による
限がある場合にあっては、その内容	間の制限がある場合にあっては、その内容
当該小売供給契約の変更又は解除に期間の制	当該小売供給契約の変更、解除又は解約に期
十九 当該小売供給の相手方からの申出による	十九 当該小売供給の相手方からの申出による
含む。)の連絡先及びこれらの方法	者等を含む。)の連絡先及びこれらの方法
行う場合にあっては、当該契約媒介業者等を	介等を行う場合にあっては、当該契約媒介業
業者等が当該小売供給契約の締結の媒介等を	約媒介業者等が当該小売供給契約の締結の媒

以下この条及び次条において「取次業者」とい	おける法第二条の十三第一項の規定による説明
売供給契約の締結の取次ぎを業として行う者(ている小売供給契約を更新しようとする場合に
3 小売電気事業者又は小売電気事業者が行う小	3 小売電気事業者又は取次業者が既に締結され
2 [略]	2 [略]
二十三~二十五 [略]	二十三~二十五 [略]
	事項
	小売供給契約の変更、解除又は解約に関する
	取次業者」という。) からの申出による当該
項	して行う者(以下この条及び次条において「
当該小売供給契約の変更又は解除に関する事	者が行う小売供給契約の締結の取次ぎを業と
二十二 当該小売電気事業者からの申出による	二十二 当該小売電気事業者又は小売電気事業
にあっては、その内容	る場合にあっては、その内容
契約の変更又は解除に係る条件等がある場合	契約の変更、解除又は解約に係る条件等があ

3 法第二十七条の十六第二項の経済産業省令で	3 法第二十七条の十六第二項の経済産業省令で
2 [略]	2 [略]
第四十五条の七 [略]	第四十五条の七 [略]
(小売供給の登録申請)	(小売供給の登録申請)
4~13 [略]	4~13 [略]
この限りでない。	
けようとする者の承諾を得ていない場合には、	
事項のみを説明することについて小売供給を受	
えば足りるものとする。ただし、同号に掲げる	諾を得ていない場合には、この限りでない。
わらず、同項第十六号に掲げる事項について行	ことについて小売供給を受けようとする者の承
一項の規定による説明は、第一項の規定にかか	る。ただし、同号に掲げる事項のみを説明する
新しようとする場合における法第二条の十三第	- に掲げる事項について行えば足りるものとす
う。) が既に締結されている小売供給契約を更	は、第一項の規定にかかわらず、同項第十六号

給の相手方に対して適切に周知させなければな	契約電力の値が五十キロワット以上の小売供給
休止し、又は廃止しようとする旨をその小売供	という。)の前日から起算して六十日前の日(
各号のいずれかの方法により、その小売供給を	うとする日(以下この条において「休廃止日」
業者は、あらかじめ相当な期間を置いて、次の	業者は、その小売供給を休止し、又は廃止しよ
定により周知させようとする登録特定送配電事	定により周知させようとする登録特定送配電事
第四十五条の十二 法第二十七の二十第二項の規	第四十五条の十二 法第二十七の二十第二項の規
手方への周知)	手方への周知)
(小売供給の休止及び廃止に係る小売供給の相	(小売供給の休止及び廃止に係る小売供給の相
4 [略]	4 [略]
四~六 [略]	四~六 [略]
[新設]	三の二様式第三十一の九の二の事業計画書
一~三 [略]	一~三 [略]
定める書類は、次に掲げるものとする。	一定める書類は、次に掲げるものとする。

ハて行わなければならない。ただし、第四号こ	一いて行わなければならない。ただし、第四号こ
一項の規定による説明は、次に掲げる事項につ	一項の規定による説明は、次に掲げる事項につ
において読み替えて準用する法第二条の十三第	において読み替えて準用する法第二条の十三第
第四十五条の十五 法第二十七条の二十六第三項	第四十五条の十五 法第二十七条の二十六第三項
(供給条件の説明等)	(供給条件の説明等)
一~五 [略]	
	知させなければならない。
	る旨をその小売供給の相手方に対して適切に周
	、その小売供給を休止し、又は廃止しようとす
	日)までに、次の各号のいずれかの方法により
	ては、休廃止日の前日から起算して九十日前の
	供給の相手方の数が一万以上である場合にあっ
らない。	に関する契約を締結している場合又はその小売

びこれらの方法	絡先及びこれらの方法
、当該契約媒介業者等を含む。)の連絡先及	っては、当該契約媒介業者等を含む。)の連
る契約の締結の媒介等を行う場合にあっては	に関する契約の締結の媒介等を行う場合にあ
(当該契約媒介業者等が当該小売供給に関す	事業者(当該契約媒介業者等が当該小売供給
する場合における当該登録特定送配電事業者	おうとする場合における当該登録特定送配電
関する契約の変更又は解除の申出を行おうと	関する契約の変更、解除又は解約の申出を行
十七 当該小売供給の相手方が当該小売供給に	十七 当該小売供給の相手方が当該小売供給に
一~十六 [略]	一~十六 [略]
は、この限りでない。	は、この限りでない。
苦情及び問合せを処理することとしている場合	苦情及び問合せを処理することとしている場合
業者が契約媒介業者等の業務の方法についての	業者が契約媒介業者等の業務の方法についての
ができる時間帯については、登録特定送配電事	ができる時間帯については、登録特定送配電事
掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じること	掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じること

二十一 当該登録特定送配電事業者からの申出	二十一 当該登録特定送配電事業者又は登録特
る場合にあっては、その内容	等がある場合にあっては、その内容
関する契約の変更又は解除に係る条件等があ	関する契約の変更、解除又は解約に係る条件
給の相手方からの申出による当該小売供給に	給の相手方からの申出による当該小売供給に
二十 前二号に掲げるもののほか、当該小売供	二十 前二号に掲げるもののほか、当該小売供
	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
るものがある場合にあっては、その内容	担となるものがある場合にあっては、その内
金その他の当該小売供給の相手方の負担とな	う違約金その他の当該小売供給の相手方の負
当該小売供給契約の変更又は解除に伴う違約	当該小売供給契約の変更、解除又は解約に伴
十九 当該小売供給の相手方からの申出による	十九 当該小売供給の相手方からの申出による
限がある場合にあっては、その内容	間の制限がある場合にあっては、その内容
当該小売供給契約の変更又は解除に期間の制	当該小売供給契約の変更、解除又は解約に期
十八 当該小売供給の相手方からの申出による	十八 当該小売供給の相手方からの申出による

場合における法第二十七条の二十六第三項にお	- かかわらず、同項第十五号に掲げる事項につい
いる小売供給に関する契約を更新しようとする	三第一項の規定による説明は、第一項の規定に
いて「取次業者」という。)が既に締結されて	三項において読み替えて準用する法第二条の十
ぎを業として行う者(以下この条及び次条にお	うとする場合における法第二十七条の二十六第
業者が行う小売供給に関する契約の締結の取次	結されている小売供給に関する契約を更新しよ
3 登録特定送配電事業者又は登録特定送配電事	3 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締
2 [略]	2 [略]
二十二~二十四 [略]	
	解除又は解約に関する事項
	からの申出による当該小売供給契約の変更、
	条及び次条において「取次業者」という。)
する事項	の締結の取次ぎを業として行う者(以下この
による当該小売供給契約の変更又は解除に関	定送配電事業者が行う小売供給に関する契約

	- 備考 表中の [ ] は注記である。
4~13 [略]	4 13 [略]
限りでない。	
うとする者の承諾を得ていない場合には、この	
のみを説明することについて小売供給を受けよ	
足りるものとする。ただし、同号に掲げる事項	は、この限りでない。
ず、同項第十五号に掲げる事項について行えば	を受けようとする者の承諾を得ていない場合に
の規定による説明は、第一項の規定にかかわら	げる事項のみを説明することについて小売供給
いて読み替えて準用する法第二条の十三第一項	て行えば足りるものとする。ただし、同号に掲

### 様式第1の3の2(第3条の5関係)

### 事業計画書

1. 小売電気事業に係るリスク管理の取組

	(1)	(2)	(3)
	小売電気事業に係るリスク	(1)のリスクに係る対応策	(2)の対応策に係る目標
1	供給能力の確保に係る費用の変動		
2	インバランスの発生		
3			
4			
(5)			
6			
7			
8			
9			
10			

### 2. 事業開始後三年間の事業計画

- 備考 1 1. については、申請者がその小売電気事業の遂行に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクについて、当該リスクの内容及び当該リスクごとの対応策、当該対応策に係る目標を具体的に記載すること。なお、「供給能力の確保に係る費用の変動」及び「インバランスの発生」の欄については必ず記載すること。また、③以降の欄については、申請者が開始しようとする小売電気事業の性質に応じ、欄を追加して記載すること。また、「(2)の対応策に係る目標」の欄については、特段の事情がない限り、定量的な数値を具体的に記載すること。
  - 2 2. については、1. に記載した各事項及び他の小売電気事業者との競争を考慮して記載すること。
  - 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

### 様式第31の9の2 (第45条の7関係)

### 事業計画書

1. 小売供給を行う事業に係るリスク管理の取組

	(1)	(2)	(3)
	小売供給を行う事業に係るリスク	(1) のリスクに係る対応策	(2) の対応策に係る目標
1	供給能力の確保に係る費用の変動		
2			
3			
4			
(5)			
6			
7			
8			
9			
10			

### 2. 事業開始後三年間の事業計画

- 備考 1 1. については、申請者がその小売供給を行う事業の遂行に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクについて、当該リスクの内容及び当該リスクごとの対応策、対応策に係る目標を具体的に記載すること。記載に当たっては、「供給能力の確保に係る費用の変動」については必ず記載すること。また、②以降の欄については、申請者が開始しようとする小売供給を行う事業の性質に応じ、欄を追加して記載すること。また、「(2)の対応策に係る目標」の欄については、特段の事情がない限り、定量的な数値を具体的に記載すること。
  - 2 2. については、1. に記載した各事項を考慮して記載すること。
  - 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

# (電気関係報告規則の一部改正)

第二条 電気関係報告規則 (昭和四十年通商産業省令第五十四号) の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていない

も の

は、

これを加える。

報告書名の欄に掲げる報告書を、それぞれ同表の	する場合の欄に掲げる場合には、それぞれ同表の	及び登録特定送配電事業者は、次の表の報告を要	う小売供給契約の締結の取次ぎを業として行う者	第二条の二 小売電気事業者、小売電気事業者が行	(大規模契約解約等の報告)	改正後
				[新設]		
						改
						正
						前

い旨の申出を行	の更新を行わな	する旨又は契約	除若しくは解約	関する契約の解	いる小売供給に	一その締結して	報告を要する場合
				報告書	約解約等	大規模契	報 告 書 名
					の 七	様式十二	様 式 番 号
日 の 前	を 行 う	の 申 出	ない旨	を 行 わ	は更新	解約又	限 岩 期

、経済産業大臣に提出しなければならない。

ま 前 て 起 日 で の 七 算 か 日 日 し ら

二次に掲げる要大規模休	契約	供給に関する	要に係る小売	7 特別高圧需	三百百	に関する契約	係る小売供給	回高圧需要に	一万	に関する契約	係る小売供給
大規模休											
様式十二その事											
そ の 事											

において締結	する日の前日	オ 周知を開始	する場合	旨の周知を開始	止しようとする	休止し、又は廃	又は小売供給を	業者がその事業	録特定送配電事	気事業者又は登	該当する小売電	件のいずれかに
											割	廃止報告の八
												の 八
ら起算	前 日 か	る 日 の	開 始 す	周知を	る旨の	うとす	止しよ	又 は 廃	止し、	給を休	小売供	業又は

日 ま 前 て て 七

る契約の数が 売供給に関す	需要に係る小している高圧	において締結する日の前日	ロ 周知を開始	ットアワー以	四百万キロワーが
	る契約の数が売供給に関す	る契約の数が 売供給に関す している高圧	る契約の数が 高契約の数が 高契約の数が 高契約の数が 高契約の数が 高契約の数が 高契約の数が 高契約の数が 高契約の数が 高契約の数が 高契約の数が 高契約の数が 高契約の数が 	-	- ス

_													
_	はこれらの契	数が十以上又	関する契約の	る小売供給に	高圧需要に係	している特別	において締結	する日の前日	ハ周知を開始	ワ l 以 上	キロワットア	力量が八百万	に係る販売電
_													
_													
_													

新設	
	万キロワット
	電力量が五百
	約に係る販売

### 大規模契約解約等報告書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住			所			
小克	電気事	\$号				
登録	特定送配置	番号				
取	次	業	者		名	
連	絡 先	担 当	者	氏	名	
電	話		番		号	
電	子メ〜	ールフ	アド	レ	ス	

電気関係報告規則第2条の2第1項の表第1号の規定に基づき、その締結する小売供給 契約又は小売供給に関する契約の解約又は更新を行わない旨の申出を九十日以内(以下 「特定期間内」という。)において同号に定める数以上行うので提出します。

### (需要家に申入れした内容)

1. 解約等の申出を開始する年月日	
2. 供給を停止する年月日	
3.解約等を行う理由	
4. 苦情や問い合わせの連絡先	
5. 最終保障供給等の提供事業者	

### (小売供給契約等の解約等の状況)

特定期間内において解約等の申入れを行う数、供給区域													
					低	圧	契	約	高	圧	契	約	特別高圧契約
解	約	等	0)	数									
供	給		X	域									

### (その他参考となるべき事項)

- 備考 1 解約等とは、解約及び更新を行わないことをいう。
  - 2 最終保障供給等とは、最終保障供給、特定小売供給及び解約等を申し入れる者と約するところにより行う解約等の申出をされた需要家に対する小売供給をいう。
  - 3 小売供給契約等とは、小売供給契約及び小売供給に関する契約をいう。
  - 4 低圧契約とは低圧需要に係る小売供給契約及び小売供給に関する契約、高圧 契約は高圧需要に係る小売供給契約及び小売供給に関する契約、特別高圧契約 は特別高圧需要に係る小売供給契約及び小売供給に関する契約をいう。
  - 5 供給区域については、一般送配電事業者の供給区域に基づき記載すること。
  - 6 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第12の8(第2条の2関係)

### 大規模休廃止報告書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住		所					
小売電	小売電気事業者名及び登録番号						
登録特定	登録特定送配電事業者名及び登録番号						
連絡	先担当者	皆 氏 名					
電	話 番	号					
電子	メールア	ドレス					

電気関係報告規則第2条の2第1項の表第1号の規定に基づき、小売電気事業又は小売 供給を休止し、又は廃止しようとする旨の周知を開始するので提出します。

### (需要家に周知する内容)

1.供給を停止する年月日	
2. 休止しようとする場合にあっては、その期間	
3 . 休廃止を行う理由	
4. 苦情や問い合わせの連絡先	
5. 最終保障供給等の提供事業者	

### (休止し、又は廃止しようとする小売電気事業等の状況)

 休止し、又は廃止しようとする小売電気事業等の小売供給契約数、販売電力量、供給区域

 低 圧 契 約 高 圧 契 約 特別高圧契約

 小 売 供 給 契 約 数
 本 位 (10³kWh)

 供 給 区 域

(その他参考となるべき事項)

- 備考 1 最終保障供給等とは、最終保障供給、特定小売供給及び解約等を申し入れる 者と約するところにより行う解約等の申出をされた需要家に対する小売供給を いう。
  - 2 小売電気事業等とは、小売電気事業及び小売供給をいう。
  - 3 低圧契約とは低圧需要に係る小売供給契約及び小売供給に関する契約、高圧 契約は高圧需要に係る小売供給契約及び小売供給に関する契約、特別高圧契約 は特別高圧需要に係る小売供給契約及び小売供給に関する契約をいう。
  - 4 販売電力量は、休廃止の周知を開始する日の属する月の前々月の販売電力量をいう。
  - 5 供給区域については、一般送配電事業者の供給区域に基づき記載すること。
  - 6 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

### 附則

## (施行期日)

第一 条 この省令は、 令 和 五. 年四 月 日 ( 以 下 「施行日」 という。 か 5 施行する。 ただし、 第 条中第三

条  $\mathcal{O}$ 十二第 項 及 び 第三 項  $\mathcal{O}$ 改 正 規定 並 びに 第四十五 条  $\mathcal{O}$ 十五 第 項及 び第三 項  $\mathcal{O}$ 改 正 規定 は、 同 年 十 月

一日から施行する。

(電気事業法施行規則に関する経過措置)

第二条 第一 条  $\mathcal{O}$ 規定による改正 後  $\mathcal{O}$ 電気事業 業法 施行 規則第三条の十一及び第四 十五条の十二の 規定 は、 施

行日 以 後 12 小 売電 気事 業又は 小売供 に給を休り 止 Ļ 又は 廃 止 する旨  $\mathcal{O}$ 周 知をさせようとする者に つい て適 用

Ļ 当 該 日 前 に当 該 周 知をさせようとする者につい ては、 なお 従 前 0) 例 による。

(電気関係報告規則に関する経過措置)

第三条 施行 日 いら合う 和 五. 年四 月 七 日 までの間 にその締結している小売供給に関する契約  $\mathcal{O}$ 解除若 しくは解

約する旨又 は 契約  $\mathcal{O}$ 更新を行 わ な ** \ 冒  $\mathcal{O}$ 申 出を行う小売電気事 業者、 小 売電 気事 業者 が . 行う 小 売供 給 に 関

る契約 0) 締 結  $\mathcal{O}$ 取次ぎを業として行う者及び 登録 特定送配電事 業者に対する第二条の 規定による 改 正 後

す

は  $\mathcal{O}$ 解 電気関係報告規則第二条の二第一 約する旨又は契約  $\mathcal{O}$ 更新 を行 わ な 項の表第一 7) . 旨 っ の 申 号の適用については、 出を行う日  $\mathcal{O}$ 前 日 か ら起算し 同号の報告期限 て七 日前 の欄中  $\mathcal{O}$ 日 ま で 「解除 とあ 若 るの

は、 解 除 若 しく は 解 約する旨 又は 契約 0 更新 を行り わ な **,** \ 目  $\mathcal{O}$ 申 出 を行行 0 た 日 か ら起算 Ü て七 日 以 内 لح

読み替えるものとする。

第四 _ 条 第二 条の 規定による改正後 0 電気関係報告規則第二条の二 第一 項の表第二 号の規定は、 令 和 五. 年 应

日 月 八月 前 に 小 以後に 売 電 **哈**気事業 小売電気事 又は小売供給を休止 業又は・ 小売供給を休 Ļ 又は廃・ 止又は廃 止する旨 止する旨 1の周. の周 知をさせようとする者については、 知をさせようとする者に適 用 当 なお 該

従前の例による。